保険 2 第 7 章 内部管理会計

7.1 内部管理会計の意義

H12 生保 2 問題 1(6)

次の①~⑥を適切な語句で埋めよ。

生命保険会計において「内部管理会計」という場合、主に、経営管理や経営上の意思決定に役立つような会計情報を①向けに提供することを目的とする会計システムを意味する。従って、(A)「②や③の的確な把握」や、(B)「④の詳細な把握」に関して⑤等を補足することが内部管理会計の重要なテーマとなる。(A)を目的とする内部管理会計手法としては、例えば米国 GAAP 会計などを候補とすることができる。一方(B)を目的とする内部管理会計手法としては、例えば区分経理を候補とすることができる。

解答

- ①: 経営者(経営陣等も可)
- ②: 経営成績、(業績等も可) 「期間損益]
- ③: 期間損益(期間収益、期間収支等も可)「経営成績]
- ④: 収支構造(収益構造等も可)
- ⑤: 法定会計 (SAP, SAP 会計も可)

7.2 内部管理会計の必要性

H26 生保2問題 2(3)

内部管理会計の意義および必要性について、現行法定会計の特徴と限界に触れつつ、簡潔に説明しなさい。

解答

<内部管理会計の意義>

法定会計は一般に保険会社のソルベンシー確保を目的として保険監督当局が提出を要求するものであり、GAAP 会計は一般投資家等への会社の会計情報の提供を目的として作成されるものであって、これらの提供する会計情報は、必ずしも経営者の経営判断に役立つものとは限らない。

そこで、経営者の経営判断に役立つ会計情報の提供を目的とした会計システムたる内部管理会計が必要となる。その

内容や属性は、企業のおかれた環境や時代により又企業自体の規模や性格により相違するものと考えるべきであろうが、現行の法定会計では必ずしも十分捉えきれない。内部管理会計が経営判断に役立つ会計情報の提供を目的とする会計である以上、「経営成績や期間損益の的確な把握」や「収支構造の詳細な把握」などに関して、法定会計等を補足することが内部管理会計の存在意義と言えよう。

内部管理会計に望まれる属性としては、以下が挙げられる。

会社の事業の基礎となる経済的な基盤(資金調達方法など)を反映するものであること

経営者が、区分が必要と考えるプロフィット・センター毎(プロダクト・ライン別、チャネル別、戦略事業単位 別など)に結果が得られること

結果が上層部の経営者にとって理解しやすいものであること

<内部管理会計の必要性>

現行法定会計の限界とそれを踏まえた内部管理会計の必要性は以下のとおりである。

(経営成績や期間損益を的確に把握する内部管理会計の必要性)

長期の評価性債務を抱える生命保険会社の法定会計は、標準責任準備金制度に基づく保守的な責任準備金の積立 等による支払能力の確保を重視する。このため、一般的に、コミッション等の関係で新契約の獲得が単年度利益 にマイナスの影響を与える一方、解約控除の存在により解約契約の増加が単年度利益にプラスの影響を及ぼすと いった課題がある。

高度の経営判断に用いる会計としては、現在の経営成績の状況を適切に表示する、期間損益を的確に把握し得る 会計制度が必要となる。

(保険種類毎の収支構造を把握する内部管理会計の必要性)

生命保険会社を巡る事業環境の急激な変化の中で、過去の「単一の価格設定」「均等な資産運用」といった従来の一般勘定における一括管理の手法が限界を迎えたことから、リスク管理の高度化、利用者ニーズへの対応の観点から、保険種類毎の収支構造の把握に向けた区分経理が不可欠となり、平成8年の保険業法改正時に導入された。

その後の商品内容・給付およびチャネルの多様化等を踏まえると、区分経理をさらに細分化した保険種類毎の収 支構造等を把握する内部管理会計等の必要性も高まってきている。

7.3 経営成績や期間損益を的確に把握する内部管理会計

2021 生保 2 問題 2(2)

市場整合的 E V と 伝統的 E V との主な相違点について簡潔に説明しなさい。ただし、E V とはエンベディッド・バリュー、市場整合的 E V とは C F O フォーラムが 2 0 0 8 年 6 月に発表した M C E V 原則に基づく市場整合的 E V を指すものとする。

解答

伝統的 EV では、ハードル・レート(およびそれに付随する資本コスト)によりリスクの反映を行っているため、負債対応資産について株式等のリスク資産の構成比を高めた場合、期待投資収益の増加は、資産運用リスクに対応した資本コストの増加や割引率の増加によってある程度の調整はされるが、市場リスクに係る完全なリスク調整は期待できないため、リスクの大きい投資行動を過大評価する傾向があると言われている。この伝統的 EV の欠点を解消するため、市場整合的 EV(以下、MCEV)では、リスクを明示的に反映することが求められている。

MCEV では、保険負債のキャッシュ・フローの現在価値は、理論的には対応する複製ポートフォリオの価値により評価される。保険契約に内在する「金融オプションと保証の時間価値(以下、TVFOG; Time Value of Financial Options and Guarantees)」も、それを複製するためのヘッジコストとして評価される。伝統的 EV では、TVFOG は明示的には評価されていない。TVFOG の評価対象としては、契約者配当や解約に係る権利、変額年金の各種最低保証などが挙げられる。

伝統的 EV では、ハードル・レートで割引を行うことによりリスクの反映を行う。そのため、保有する必要資本に対して資本コストが発生し、資本コストの控除が行われることになる。一方、市場整合的評価を行うことでリスクの反映を明示的に行う MCEV では、市場リスクに係る調整を反映するため、負債対応資産の構成内容にかかわらず投資収益率及び割引率としてリスクフリー・レートが適用されることから、伝統的 EV の意味での資本コストの控除を別途行う必要はない。

ただし、MCEV においても、リスクに対する資本は必要であり、その必要資本に対するコストとして、「必要資本に対するフリクショナル・コスト」の反映を行う必要がある。「必要資本に対するフリクショナル・コスト」とは、例えば、実際の市場には投資収益に係る二重課税のコスト等の摩擦が存在するため、監督規制・格付・リスク管理等のために保険会社が維持する必要資本に対して発生する摩擦的な資本コストである。

また、仮に複製ポートフォリオに投資したとしても、市場リスク以外のヘッジ不能リスクがあるため、「残余ヘッジ 不能リスクに対するコスト」が発生する。例えば、保険リスク等がヘッジ不能リスクに分類される。

企業価値評価としては、財務的困難のコストやエージェンシー・コストも評価すべきリスクであるが、MCEV 原則の結論の背景において、CFO フォーラムは、これらは、企業の経営が評価すべき一般的な事業リスクではなく、個々の投資家が評価すべき一般的な企業リスクであるとして、MCEV 算出の際には考慮せず、個々の投資家が必要に応じて考慮するものとしている。

MCEV は、MCEV 原則およびそのガイダンスに準拠する形での外部レビューおよび開示が行われていることから、透明性の向上と比較可能性の確保が図られている。

MCEV は修正純資産と保有契約価値の合計として表され、MCEV における保有契約価値は、確実性等価利益現価、金融オプションと保証の時間価値、必要資本に対するフリクショナル・コスト、そして残余ヘッジ不能リスクに対するコストから構成される。

H13 生保2問題 1(10)

エンベディッド・バリュー (Embedded Value) とアプレイザル・バリュー (Appraisal Value) について簡潔に説明せよ。

解答

「エンベディッド・バリュー」は、価値基準会計における生命保険会社の経済的価値であり、純資産の額に保有契約の 経済的価値(将来その契約から期待される法定会計上の利益からソルベンシー・マージン等の必要サープラスの増加分を 差し引いた利益(使用可能利益)をリスク割引率(ハードル・レート)で割り引いた現価)を加えたものである。

「アプレイザル・バリュー」は、生命保険会社が保有すると考えられる新契約獲得のポテンシャリティを、将来見込まれる新契約から得られるであろう将来の年々の法定会計上の損益の割引現価により評価し、「エンベディッド・バリュー」に加算したものである。

2019 生保 2 問題 3(2) ②

潜在価値会計(エンベディッド・バリュー(EV))の概要(意義、考え方、特徴など)について簡潔に説明しなさい。

解答

<意義・目的>

経営者や投資家等にとって、法定会計による財務情報のみでは、生命保険会社の経営成績や企業価 値を読み取るのが困難と考えられる。

潜在価値会計は、生命保険会社の経営成績の実態に則した会計であり、生命保険会社の経済的価値を表すことから、 法定会計による財務情報を補うことができる。

<考え方>

潜在価値会計は、保険契約から生じる将来のキャッシュ・フローを予測し、それから計算される将来の期待利益の割引現価と、純資産等に基づき定義される「生命保険会社の経済的価値」を計算するとともに、その額の年間の変化量により当期純利益を計算しようとするもので、資産負債法による会計の1つである。

<特徴>

新契約時に将来利益が認識され、解約時に将来利益の喪失が認識されるため、経営成績の実態に即している。 経済的価値の水準は、計算前提により大きく変化するため、期間損益の把握は容易ではない。また、計算前提の設定 には共通原則がないため、客観性、比較可能性が十分でない。

経済的価値の把握のため、ロックイン方式は適用されない。

H12 生保 2 問題 1(7)

次の①~⑤に入る適当な語句を、以下の A~O から記号を選択せよ。

ハードル・レートは①という指標との比較を通じて商品の②と関係を持つ。①は商品から得られる③の現在価値とその商品の販売のために使った④が等しくなる⑤であり、IRR とも呼ばれる。

A. 資本

B. キャッシュフロー C. 平均利回り

D. 負債

E. 経済的価値

F. 平準 ROE

語群 G. 繰延べ資産

H. プロフィットマージン I. 運用利回り

J. プライシング K. 必要サープラス

L. 将来利益

M. 当期利益

N. ROI

O. アクルーアル方式

解答

①N; ROI

②J; プライシング

③L: 将来利益

④A; 資本

⑤C: 平均利回り

H9 生保2問題 2(1)

「ハードル・レート」について、簡潔に説明せよ。

解答

内部管理会計の手法である価値基準会計等において、将来のキャッシュフローの予測から期待される法定会計上の利益 の合計額を契約時点で利益計上するために用いる割引率。利益が実現するまでの時間的な遅れと利益実現に関する不確実 性のリスクを考慮した上で株主等が投下資本に対して期待する収益率であり、資本の調達コストに対応するもの。

H30 生保 2 問題 1(6)

価値基準会計(潜在価値会計)等におけるハードル・レート(リスク割引率)の設定方法である「トップ・ダウンアプ ローチ」と「ボトム・アップアプローチ」についてそれぞれ簡潔に説明しなさい。

解答

トップ・ダウンアプローチは、会社のリスク特性に基づき、すべての商品について単一の割引率を適用する方法であ る。通常、リスク割引率を、加重平均資本コスト(WACC)を計算して求める。

ボトム・アップアプローチは、各キャッシュ・フローのリスク特性に基づきリスク割引率を設定する方法である。各契 約ラインに付随するリスクを反映して割引率を設定するものであり、トップ・ダウンアプローチよりも透明性の高い、各 事業リスクに適した割引率の設定が可能となるが、実務上の取り扱いは煩雑となる。市場整合的EVは代表的なボトム・ アップアプローチに分類される。

H20 生保2問題 2(4)

潜在価値会計に関し、次の①、②の各問に答えなさい。

①潜在価値会計における資本コスト(Cost of Capital)について簡潔に説明しなさい。

②下記の条件において、潜在価値会計のトップダウンアプローチによるハードル・レート(リ スク割引率)を、WACCを用いて計算しなさい。解答にあたっては計算過程も記載しなさい。 2.00 %

リスクフリー・レート(リスクフリーの投資収益率)

債務コスト(税引後) 2.50 %

株式投資の平均的収益率(市場ポートフォリオの期待収益率) 4.00 %

(当該保険会社の) ベータ 1.50

株主資本 (株式時価総額) の割合 90 %

債務(社債・借入金の時価総額)の割合 10

解答

(1)

資本コストとは、計算基準日に留保するソルベンシー・キャピタル(必要資本)から、将来的にリリースされるソルベ ンシー・キャピタル及びソルベンシー・キャピタルに対する税引後運用収益の現価(リスク割引率による)を差し引くこ とによって計算されるコストのことである。

(別解1) 将来のソルベンシー・キャピタルのリリースの現価

- + 将来のソルベンシー・キャピタルに対する税引後運用収益の現価
- 計算基準日に留保するソルベンシー・キャピタル

(別解2) 将来におけるソルベンシー・キャピタル

× (ハードル・レート - 資産運用利回り(税引後))の現価

つまり、目標ソルベンシー・マージン比率等を達成するために拘束されたソルベンシー・キャピタルは、リリースされ るまでは資産運用収益しか生み出さないが、資本の提供者はハードル・レートによる投資の機会を求めているため、資産 運用利回りがハードル・レートに満たない場合、資本の提供者は投資機会を喪失したことによるコストを負担していると 考えることができる。

- (※1) 市場整合的 EV における摩擦的資本コスト等に触れている場合、加点した。
- (※2) 別解のように、資本コストを表現する式については文献により正負の定義等が異なる場合がある。

株主資本コスト= 2.00% + 1.5 × (4.00% - 2.00%) = 5.00%

 $WACC = 90 \% \times 5.00 \% + 10 \% \times 2.50 \% = 4.75 \%$

H21 生保 2 問題 1(4)

以下の商品の解約の実績が増加した場合、当期の「当期純利益(純剰余)」及び Embedded Value のうちの「保有契約 価値」に与える主な影響について、商品ごとにそれぞれ簡潔に説明しなさい。

逆ざや契約である養老保険(年払)

保険期間の短い定期保険(年払)

なお、両商品とも営業職員の比例給は契約時のみに支払われ、解約による戻入はないものとし、比例給支払後は費差益で

あるものとする。

解答

т.	_		
	商品	当期純利益 (純剰余)	EmbeddedVa1ue の保有契約価値
	養老保険	解約控除によりプラスの影響。	
			将来の逆ざやの減少によりプラスの影響。
			将来の費差益の減少によりマイナスの影響。
	定期保険	単年度の利益への影響は小さい。	
			将来の死差益の減少によりマイナスの影響。
			将来の費差益の減少によりマイナスの影響。

[※]上記は典型的な場合を想定した解答例。条件を付して上記以外のケースについて解答してもよい。

H9 生保2問題 1(3)

以下の方式①から方式④は米国における、法定会計、GAAP会計、価値基準会計、平準ROE会計により計上された同一保険会社の当初5年間の当期利益の推移である。それぞれが、どの方式により計算されたものであるかを解答せよ。なお、初年度始に保険契約を販売し、それ以後は販売を停止し、保険契約の維持保全のみを行なうものとし、プライシングに用いた予測値と実績値は一致するものとする。

年度	方式①	方式②	方式③	方式④		
1	14.14	-15.83	0.00	-98.87		
2	16.80	15.11	17.88	14.51		
3	17.15	15.96	18.49	17.04		
4	17.16	16.71	18.76	19.73		
5	16.78	17.33	18.58	22.61		

解答

方式①: 価値基準会計

方式②: 米国 GAAP 会計

方式③: 平準 ROE

方式④: 米国法定会計

教科書 7-43 から抜粋

米国法定会計により計上される利益は、初年度に多額の損失が計上され、次年度以降逓増する利益が計上され、他の会計方式による利益発生パターンと大きく異なっている。

米国 GAAP 会計による利益は、初年度を除きかなり平準化されて計上される。

価値基準会計では、他の方式と比較して商品に潜在する収益性がより早期に利益として計上される

平準 ROE 方式では、プライシングに用いた予測値と実績値が一致する場合、初年度の利益は常に 0 となる。

H14 生保2問題 1(4)

次の表は、ある生命保険会社のある商品に対する価値基準会計に関する諸数値である。

- ① 第1および第5保険年度の価値基準会計上の税引前当期利益を計算せよ。
- ② 第1 および第5 保険年度末の価値基準会計上の広義責任準備金を計算せよ。

なお、いずれも、解答は小数点以下第 3 位を四捨五入して小数点以下第 2 位まで求め、その計算過程についても記載すること。

保険年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
法定責任準備金	0.00	75.87	156.29	241.53	331.89	427.67	529.20	636.82	750.90	871.82
税引前当期純利益 (法定会計ベース)	-97.87	14.51	17.04	19.73	22.61	25.66	28.92	32.39	36.09	40.02
将来利益の現価	12.30	112.01	114.31	114.41	111.84	106.01	96.25	81.77	61.64	34.80

(注)「将来利益の現価」は「税引前当期利益(法定会計ベース)」をハードル・レートにより割り引いた現価である。また、「法定責任準備金」と「将来利益の現価」は年始状態の値とし、責任準備金評価利率は 6.00%、実際利回りは 10.00% とする。

解答

①第1保険年度:14.15、第5保険年度:16.78

[計算過程]

表におけるハードル・レートは、例えば、第 10 保険年度の税引前当期利益と将来利益の現価より $40.02 \div 34.80 = 1.15$ であることから、15.00 %であることがわかる。

したがって、価値基準会計上の税引前当期利益は、次のとおりとなる。1)

第 1 保険年度: 12.30 (第 1 保険年度の将来利益の現価) × 1.15 = 14.15 第 5 保険年度: 111.84 (第 5 保険年度の将来利益の現価) × 0.15 = 16.78

(別解)

「価値基準会計上の当期利益 = 税引前当期利益(法定会計ベース) + 将来利益の現価の増分」であることから、

第1保険年度: ▲ 97.87 + 112.01 = 14.14 (注: 上記と端数誤差が生じる。)

第 5 保険年度: 22.61 + (106.01 - 111.84)=16.78

②第1保険年度末:▲36.14、第5保険年度末:321.66

[計算過程]

¹⁾ 教科書 7-8 にある通り 1 年目は期待利益現価+ unwinding, 2 年目以降は unwinding のみとなる。

「価値基準会計上の広義責任準備金 = 法定責任準備金 - 将来利益の現価」であることから、価値基準会計上の広義責任 準備金は、次のとおりとなる。

第 1 保険年度末: $75.87 - 112.01 = \triangle 36.14$ 第 5 保険年度末:427.67 - 106.01 = 321.66

H9 生保2問題 1(1)

以下の前提で、ROE を計算せよ。なお、運用収益に係るキャッシュフローは年度末に、それ以外のキャッシュフローは年度始に発生するものとし、「総資産=責任準備金+自己資本」とする。

収入保険料 1,000 事業費 200 死亡給付 300 前年度未総資産 10,000 前年度未責任準備金 9,000 当年度末責任準備金 9,900 運用利回り 5%

解答

12.5%

分母 = 年始自己資本 = 10,000-9,000 = 1,000

分子 =年末自己資本 -年始自己資本 = ((10,000+1,000-200-300)*1.05 - 9,900) - (10,000-9,000) = 1,125 - 1,000 = 125 ROE = 125 / 1000 = 12.5%

(参考) H4 生保2問題 1(5)

キャッシュフロー予測について簡潔に説明せよ。

解答

保険会社の経営実績が、金利などの変化によりどのような影響を受けるかを測定するために、保険関係取引と投資関係取引の両方を含むキャッシュ・フロー予測が行われる。キャッシュ・フロー予測の目的としては、①流動性の確保、②ソルベンシーの測定、の二つが挙げられる。

キャッシュ・フローは金利の変動により影響を受けるから、異なったシナリオに基づいてそれぞれのキャッシュ・フロー予測を行うことが必要である。

7.4 区分経理

H20 生保2問題 1(2)

区分経理に関し、次の①~⑤の空欄にあてはまる最も適切な語句を記入しなさい。

区分経理は、内部管理会計として行っている状況であるが、「保険会社向けの総合的な監督指針」(金融庁)には、区分経理の明確化として内容が規定されている。

会社の損益等を区分する単位として、①及び②を設定する。①については、損益を把握する単位として適切なものとなっている必要があり、保険の性質の相違等により理論的・合理的な区分とする必要がある。②には例えば次のイから二の機能がある。

死亡保障リスク等の③機能

新商品開発に係る事業運営資金提供機能

会社全体で共有する資産・共通する経費等の管理機能

現預金等の管理機能

運用資産は、資産区分ごとに、資産分別管理方式・④方式・⑤方式の中から適切な管理方式を選択し管理する。

解答

- ①: 商品区分
- ②: 全社区分
- ③: リスクバッファー
- ④: 資產単位別持分管理
- ⑤: 資産持分管理(またはマザーファンド)
 - ※4と⑤は順不同

H30 生保 2 問題 1(3)

「保険会社向けの総合的な監督指針」 【II-2-4 生命保険会社の区分経理の明確化】について、以下の $A\sim E$ の空欄に当てはまる適切な語句を記入しなさい。

Ⅱ-2-4-1 意義(省略)

Ⅱ-2-4-2 主な着眼点

各生命保険会社においては、適切な区分経理を行うため、例えば、以下のような考えに基づく区分経理に関する管理方針を策定しているか。また、区分経理の状況が、取締役会その他これに準ずる機関に対して報告されているか。

- (1)~(4)(省略)
- (5) 資産の配賦方法及び管理基準

①運用資産の配賦方法

運用資産は、原則として、資産の購入時に配賦する資産区分を決める。

②運用資産の管理

運用資産は、資産区分ごとに、次に掲げる方式の中から適切な方式を選択し管理する。

ア.A: 個々の資産を銘柄ごとに、資産区分に直接帰属させる方式

イ.B: 取引単位 (例えば、不動産では物件ごと) ごとに、資産区分の持分で管理する方式

- ウ. 資産持分管理方式: 投資対象資産ごとのマザーファンドを設定し、各資産のマザーファンドに対する持分を管理する方式
- (注)資産持分管理方式を用いる場合は、一般勘定資産(C保険に対応する資産を除く。)全体を一個のマザーファンドとして扱わない。
- ③運用資産以外の配賦方法

再保険貸等、各資産区分に直課できるものは直課し、直課できないものは、区分経理に関する管理方針に基づいて配 賦する。

④全社区分の資産

D、子会社・関連会社株式、E(E等の管理機能を持つ場合)、その他全社区分に配賦することが相応しい資産の全部 又は一部を配賦するものとする。

(6)、(7) (省略)

Ⅱ-2-4-3 監督手法・対応 (省略)

解答

- A: 資産分別管理方式
- B: 資產単位別持分管理方式
- C: 無配当
- D: 営業用不動産
- E: 現預金

2020 生保 2 問題 3(1) ①

区分経理の意義について簡潔に説明しなさい。(3点)

H23 生保 2 問題 2(1)、H3 生保 2 問題 3(2)

区分経理の意義および商品区分の設定について、「保険会社向けの総合的な監督指針」および「保険検査マニュアル」 の内容を踏まえ、簡潔に説明しなさい。

H28 生保 2 問題 2(1)、H18 生保 2 問題 3(1) ①

区分経理の意義および、活用方法について、活用時の留意点に触れながら簡潔に説明しなさい。

解答

○区分経理の意義.

生命保険会社においては、利益還元の公平性・透明性の確保、保険種類相互間の内部補助の遮断、事業運営の効率 化、商品設計や価格設定面での創意工夫などを図る観点から、一般勘定について保険商品の特性に応じた区分経理を 行うことが重要である。

各生命保険会社において自己責任原則のもと、保険経理の透明性、保険契約者間の公平性確保等の観点から、適切な 区分経理が行われる必要がある。

また、区分経理を導入するにあたっては、資産の配分方法、含み損益の配賦方法等について、アセットシェア等に基づき適切に配分方法が定められていることが重要である。

なお、区分経理は保険計理人の確認業務(責任準備金に関する事項、剰余金の分配または契約者配当に関する事項) にも関連している。

○商品区分の設定

区分経理を活用する上では、その目的に応じた適切かつ有効な区分を設定することが重要であり、保険の性質の相違等により理論的かつ合理的な区分とする必要がある。したがって、会社収支に重大な影響を与える場合等は、商品区分の新設や細分化をして管理することが望ましい。ただし、期間損益の安定性や事務負荷等を踏まえて重要性を検討した上で導入することが重要である。また、設定した商品区分については、商品ポートフォリオが大きく変化する場合等には設定を見直す必要もある。

保険検査マニュアルには、次のような留意点が記載されている。

①商品区分は、損益及び負債の管理を行うためのものであるが、商品の特性や契約の保有状況に照らして、損益を 把握する単位として適切なものとなっているか。

例えば、「掛捨型の短期保険と貯蓄型の長期保険」、「無配当保険と有配当保険」、「予定利率固定型保険と予定利率変動型保険」、「個人保険と企業保険」などが、原則として、別区分で管理されているか。

なお、主契約に付加された特約等は、原則として、主契約と同じ商品区分に帰属させているか。

- ②新規商品の発売による当該保有契約の増大や、ある商品区分の中の一部の保険種類の契約の増大などにより、保 険会社全体や商品区分の収支に重大な影響を与えるような場合に、新たな商品区分又は同種の細分化した商品区 分を設定する際に、契約者間の公平性等に留意し、合理的な方法で行っているか。
- ③設定した商品区分について、合理的な理由(保有契約が減少し、商品区分の存在意義がなくなった場合等)がないにもかかわらず、その変更(他の商品区分に統合することを含む。)を行っていないか。

○活用方法および留意点

利益還元の公平性・透明性の確保

区分経理を行うことで、区分毎の損益の状況を明確にすることが可能となるため、利益還元の公平性・透明性を確保することができる。特に、有配当区分における契約者への配当の公平性・透明性を確保するために、有配当契約・無配当契約を区分するといった適切な区分経理の実施は重要である。

法令では、剰余金の分配または契約者配当の計算は、「保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに」計算する

ことが規定されており、また、生命保険会社の保険計理人の実務基準では、公正・衡平な配当の確認における商 品区分単位の配当可能財源の確認は「区分経理の商品区分毎に」行うことと規定されている。

保険種類相互間の内部補助の遮断

商品区分はセルフサポートが基本であり、その中で保険料および責任準備金の十分性を満たす必要がある。言い換えれば、区分毎の十分性の確保が、契約者間の公平性の確保および会社の健全性の確保につながる。特に、生命保険会社の保険計理人の実務基準では、責任準備金の十分性確認において区分経理の商品区分毎に将来収支分析を行うことと規定されている。

ただし、区分経理は現状ではあくまで内部管理会計であることもあり、最終的には全体で支払能力を裏付けていることにも留意する。

商品区分の規模が小さくなると、分散効果の低下により毎年の保険収支が不安定化したり資産運用効率が低下したりすることから、安定的・効率的な保険制度の運営が難しくなる。このことから、無闇・頻繁な区分の変更は当然避けられるべきではあるが、一方で、発売間もない新商品の区分や販売停止して長期間経つなどして保有が減少した商品の区分など、小さすぎる区分は、他の商品区分への統合も検討するなど、区分の更新を検討する必要がある。また、このような目的のために厳格な貸借・出資を前提として全社区分を活用することも考えられる。

事業運営の効率化

区分経理を行うことで、区分毎の効率性を把握することが可能となり、不採算区分の事業規模縮小・撤退などを検討する上での有効な判断材料となる。さらに、その区分の特性を把握でき、手数料などの販売政策、経営資源投入などの経営戦略の策定が可能となる。

商品に対応する資産の運用特性に沿った区分とすることで、資産運用の効率性・資産負債マッチングの向上や責任準備金対応債券の効果的な運用など、ALM を効果的に行うことができる。

区分経理を行う上で算定・利用される保険関係収支などの各種の情報やインフラはリスク管理にも利用することができる。

分析を行う上でも経営上の諸作を行う上でも区分経理が有効に働くように、商品特性・資産運用特性などに沿った商品区分とすることが必要である。例えば、配当の有無・保証性または貯蓄性・外貨建かどうかなどによって区分することは必要であろう。

ただし、区分経理の商品区分に基づく分析だけでなく、保険種類毎や販売チャネル毎など、更に細分化した分析や、単年度損益に加え、エンベディッドバリューや新契約価値などの評価手法を併用するなど、多面的な分析を行った上で経営判断に役立てていくことが重要である。

区分毎の効率性を把握するためには事業費の配賦が不可欠ではあるが、間接経費の詳細な配賦は一般的に困難である。これらはあくまでも配賦によって得られた数字であり、常に精度改善の余地を持つことに留意が必要である。

また、一般に、細分化には情報収集コスト・インフラ整備が必要であり、費用対効果に留意が必要である。

区分経理を効果的に経営に反映させるためにも、経営陣の区分経理に対する理解促進を図ること・アクチュアリー自身の説明能力の向上を図ることが必要である。

商品設計や価格設定面での創意工夫などを図る

例えば、独立した商品区分及び資産区分を設定することにより、利率変動型商品や外貨建商品などのような資産

運用結果を契約者価額に反映させた商品の開発が可能となる。

また、他の金融商品に競合する商品を開発する場合には、資産区分の資産運用方針に基づき予定利率を定め、必要ならば解約返戻金を市場価格調整型とすることで、リスクコントロールをしつつ、魅力ある商品設計が可能になる。

利源分析を区分毎に行うことで、計算基礎率の妥当性のチェックなどのより詳細な分析を行うこともでき、これを新商品開発時の計算基礎率に反映することができる。特に、商品区分別の事業費を把握し、それを保険種類 別・販売チャネル別に按分することでそれぞれの保険種類・販売チャネルに必要な予定事業費率を把握することができるようになる。

2019 生保 2 問題 1(5)、H27 生保 2 問題 1(4)、H17 生保 2 問題 2(4)、H9 生保 2 問題 2(2)

区分経理における全社区分の機能およびその財源の代表的な例について、簡潔に説明せよ。

解答

死亡保障リスク等のリスクバッファー機能

死亡保障リスク、予定利率リスク、価格変動等リスク、経営管理リスク等に対応するためのリスクバッファー機能 新商品開発に係る事業運営資金提供機能

保険業法第106条または第108条(現保険業法では削除済)の規定に基づく子会社への出資を含む。

会社全体で共有する資産・共通する経費等の管理機能

現預金等の管理機能

[全社区分の財源] 全社区分には、基金または資本金、法定準備金、任意積立金(配当平衡積立金を含む)等の資本、 (ただし、未処分利益または未処分剰余金を除く。) および危険準備金、価格変動準備金、退職給与引当金等の負債、その 他いずれの商品区分にも帰属していない負債・資本の全部または一部を配賦する。

また、資産には、全社区分の機能を果たすため、営業用不動産、動産、現預金等を配賦する。これらの資産が全社区分に帰属する負債または資本を超過する場合には、その超過分は、商品区分から借入れをするか出資を受けることとなる。

H22 生保 2 問題 2(2)

区分経理における商品区分と全社区分との取引について分類し、簡潔に説明しなさい。

解答

商品区分と全社区分との間の取引は、資金の流動性の確保又は保険金等の円滑な支払いのために行われる貸借、出資、 その他の取引に分類される。

貸借

現預金等の貸借

貸借ごとに他の商品区分又は全社区分と区別して管理する。また借越しが継続しないように限度額等を設ける必要がある。

現預金等以外の貸借(貸付)

全社区分から商品区分への貸付は、異常な保険金の支払い、新商品の販売に伴う事業運営資金、その他やむを 得ない事情がある場合に限定される。また、商品区分から全社区分への貸付は、全社区分の規模が小さいために その機能を十分に果たすことができない場合に限定される。貸付を行う場合、金額、利率、期限その他の返済条 件をあらかじめ定めておく必要がある。

出資

全社区分から商品区分への出資および商品区分から全社区分への出資も、貸付と同様の場合に限定される。出資 を受けた商品区分又は全社区分において、剰余金が発生した場合、出資に対応する金額を出資した商品区分又は 全社区分に配分される。

その他の取引

資本又は危険準備金等の積み増し、取り崩しに係る取引

転換等により、責任準備金等を転換後等の商品区分に支払う取引

新契約費を全社区分から支払う場合に、商品区分から全社区分に新契約費相当分を支払う取引

全社区分における共有資産等に対する対価として、各商品区分が使用料等を支払う取引

商品区分における特定のリスク発生による損失実現時に、全社区分から当該商品区分に当該損失実現額を支払う取引(あらかじめ保険数理的に定められた対価を支払ったものに限る。)

商品区分または全社区分において、将来回復が見込めない重大な損害が発生し、全社区分または商品区分からその損害のてん補を受ける取引